

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

大津市，京都市及び宇治市

2 構造改革特別区域の名称

京都市認定通訳ガイド（京都市・宇治市・大津市地域通訳案内士）特区

3 構造改革特別区域の範囲

大津市，京都市及び宇治市の全域

4 構造改革特別区域の特性

当地域は，京都に首都が置かれた平安時代以降，日本の文化の中心として繁栄してきた。当地域の大きな特色である文化財は，平成6年に「古都京都の文化財」として，17箇所が世界遺産に登録され，普遍的な価値を認められた資産として世界から至高の評価を受けており，国内外から多数の旅行者が訪れている。

日本全体では平成28年の訪日外国人旅行者数は，2,404万人と過去最高を記録し，政府が東京オリンピック・パラリンピックの開催される平成32年までに訪日外国人旅行者数を年間4千万人にすると目標を上方修正する中，平成29年1月～6月の訪日外国人旅行者数は，1,376万人（前年比約17%増）となり，今後ますます増加が見込まれる状況である。

当地域においては，これまでも，観光庁やJNTOと連携したプロモーション活動や多言語ホームページによる情報発信，Wi-Fiスポットの整備をはじめとする，受入環境整備の取組を展開してきたこともあり，平成28年には，国内外から7,400万人を超える観光客が当地域を訪れている（大津市1,357万人，京都市5,522万人，宇治市559万人）。

全国の通訳案内士登録者数は22,754人（平成29年4月1日現在）であり，年々増加傾向であるが，登録者の大半が実際に職業として活動していないのが実情である。平成25年11月に実施された通訳案内士の就業実態の調査では，資格取得者の4分の3が資格を活かした就業ができていないことが報告されている。（参考：「通訳案内士の就業実態等について」国土交通省観光庁）

当地域の通訳案内士登録者数は，1,069人（京都府895人，滋賀県174人（平成29年4月30日））であるが，同様に，実際に通訳案内士として活動している方は多くないと推察され，近年の外国人旅行者の増加に伴い，求められるニーズに十分に対応できる通訳案内士が不足している状況である。

そこで，外国語で当地域の奥深い魅力を伝えることができる通訳ガイドの育成・確保を図ることで，急増する外国人旅行者の満足度向上，新たな雇用の創出，当地域経済の活性化（観光消費額の増加）を図ることが可能となる。

特に当地域は代々継承されてきた景観や自然，文化芸術，伝統産業，文化財を持つ，日本の

文化力発信の中心とも言える文化エリアであり、外国人旅行者が長い歴史の中で培われてきた伝統文化等に触れることができる。こうした当地域の奥深い魅力を正しく横断的に伝えることにより、外国人旅行者が我が国の歴史、伝統のありさまに触れ、その本質を体感できることが重要である。

京都市が実施した平成28年京都観光総合調査によると、2回目以上京都を訪れた外国人旅行者（いわゆるリピーター）は約21%に達するとともに、来訪動機に「伝統文化鑑賞・体験」や「食事」、「京都の生活、京都人との交流」をあげる外国人旅行者が多く、京都を何度も訪問し、より深く京都の魅力に興味を持つ外国人旅行者からの通訳案内士に対するニーズは高まっている。

しかし、当地域の歴史や文化、伝統産業を深く正しく伝えるためには、語学力に加え、専門的な知識が必要であり、外国人旅行者の興味やニーズに十分に応えられる通訳案内士が十分とは言えない状況である。

そのような中、外国人旅行者の満足度向上と新たな雇用の創出及び地域経済の活性化（観光消費額の増加）を目指し、構造改革特別区域の導入により、京都市認定通訳ガイドの育成を図るため、書類審査及び面接審査を通過した一定の語学力（英語、フランス語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ドイツ語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、タイ語）と京都・観光文化検定試験（京都の歴史、文化、神社・寺院、祭や行事、工芸、暮らしなど幅広い切り口で京都通度を認定する制度）2級以上の資格を有する方に旅程管理やホスピタリティなど基本的なガイドスキルを習得する基礎研修及び伝統産業や伝統文化など奥深い京都観光をはじめとする専門分野の知識を習得するための専門研修を実施するとともに、京都市認定通訳ガイドを活用したい事業者等に京都市認定通訳ガイドを派遣する人材バンクの活用も含む京都市認定通訳ガイド制度を導入するものである。

5 構造改革特別区域計画の意義

そうした中、平成28年には文化庁の京都移転が決定し、本年4月には、文化庁の本格的な京都移転に先立ち「地域文化創生本部」が京都市内に設置されるなど、現在、文化財や伝統文化をはじめ「文化」を活かした新たな観光振興やまちづくりの取組等が求められている。

一般的な基礎研修に加え、独自の専門研修を経て、古い歴史ある当地域の地域性や特異性を理解し、さらに、当地域にまたがる世界遺産「古都京都の文化財」の専門知識を身に付けた京都市認定通訳ガイドを京都市、宇治市、大津市の連携のもと育成することで、京都市認定通訳ガイドを活用した多様なツアーが生み出され、当地域における外国人旅行者向けのビジネスが拡大するとともに、観光事業者や外国人旅行者から京都市認定通訳ガイドに対する更なるニーズが高まることが期待できる。

また、京都市認定通訳ガイドの活躍の場が広がることで、市民にとって語学力を活かせる場が提供され、多くの京都市認定通訳ガイドが輩出されることにより、雇用の場が確保されるとともに、更なる外国人旅行者へのサービスの質の向上を図ることができる。

さらに、人材の活用がビジネスや雇用の拡大を生み、より質の高いサービスを提供し、外国人旅行者の満足度を高め続けることが、更なる人材の活用へとつながるなど、当地域全体に好循環をもたらす。

6 構造改革特別区域計画の目標

京都市認定通訳ガイドの育成が新たな雇用の創出につながる。また、外国人旅行者の受入環境の充実を図り、外国人旅行者向けのビジネスの拡大及びサービスの向上を図ることで、当地域を訪れる外国人旅行者の満足度の向上と地域経済の活性化（観光消費額の拡大）を目指す。

なお、京都市認定通訳ガイド以外にも、24時間対応の多言語コールセンターを運営するなど外国人旅行者の受入環境をさらに充実させることで、当地域が我が国を代表する国際的な観光地として、国全体の観光立国の実現を先導することも目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

京都市認定通訳ガイドを活用した外国人旅行者向けのビジネスの拡大により、当地域の雇用の創出や地域経済の活性化が図られる。また、外国人旅行者の伝統文化に対する理解が促進されることから、低迷しつつある伝統産業の活性化につながる効果が期待できる。

平成29年8月現在の京都市認定通訳ガイドの登録については56名であるが、外国人旅行者の多様なニーズに対応できるよう、順次増加させる予定である。

○外国人旅行者向けのビジネスの増加

伝統産業や文化財、食文化等、地域特性を生かした専門研修の実施により、各々の分野に精通した多様な京都市認定通訳ガイドを育成することができる。これにより、外国人旅行者のニーズに合わせて、様々なツアー商品の造成が可能となり、外国人旅行者向けのビジネスを展開する事業者の増加が促進されることで、京都市認定通訳ガイドの活躍の場や充実したツアーサービスの提供が実現し、当地域の経済の活性化が図られる。

また、外国人旅行者向けに展開される様々なビジネスにおいて、多様な働き方の一環として京都市認定通訳ガイドという業を提供できることから、新たな雇用を生み出し、所得の増加につなげることができる。

○伝統産業の活性化

当地域の伝統文化や産業等の専門的な分野を案内し、その魅力を深く正しく伝えることにより、外国人旅行者の伝統文化に対する興味や理解の促進を図ることができ、伝統産業の活性化につながることを期待できる。

8 特定事業の名称

1229 地域限定特例通訳案内士育成等事業

別 紙

1 特定事業の名称

1 2 2 9 地域限定特例通訳案内士育成等事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

当地域で通訳案内士として活動することを前提に、大津市、京都市及び宇治市が合同で実施する京都市認定通訳ガイド制度における通訳案内に関する研修を修了し、京都市長の登録を受けた者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

大津市、京都市及び宇治市

(2) 事業が行われる区域

大津市、京都市及び宇治市の全域

(3) 事業の実施期間

認定を受けた日から、京都市認定通訳ガイドの必要性が認められなくなるまでの期間

(4) 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

京都市認定通訳ガイドが報酬を得て、外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内を行うことが可能となる。

(5) その他

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第19条の2第8項、第9項及び第10項の規定により準用する通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第3章、第4章及び第35条の一の地方公共団体については、京都市とする。

5 当該規制の特例措置の内容

- (1) 語学力（英語、フランス語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ドイツ語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、タイ語）等の条件、研修の内容について京都市認定通訳ガイド制度の登録要件としている語学力（英語、フランス語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ドイツ語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、タイ語）、京都・観光文化検定試験の条件及び研修の内容については以下のとおりである。

① 語学力について

研修受講の応募時点の概ね2年以内に以下の資格等を有していること。ただし、それ以前に当該資格等を取得した者等についても研修の受講は認める（※）こととし、京都市認定通訳ガイドの登録までに、取得を求める。また、京都市認定通訳ガイドの登録前に行う口述試験においても語学力を審査する。

※研修受講前に、書類審査を通過した応募者を対象に面接を実施し、適性及び語学力の審査を行う。

＜日本語を母国語とする者＞

言 語	資 格 等
英語	TOEIC 730点以上，実用英語技能検定準1級以上，TOEFL iBT 80点以上のいずれかの能力を有していること
フランス語	仏語技能検定準1級以上の能力を有していること
中国語	中国語検定2級以上の能力を有していること
韓国・朝鮮語	ハングル能力検定2級，韓国語能力試験5級以上のいずれかの能力を有していること
スペイン語	スペイン語技能検定2級以上の能力を有していること
ドイツ語	ドイツ語技能検定準1級以上の能力を有していること
イタリア語	実用イタリア語検定2級以上，イタリア語能力検定試験PLIDAC 1以上の能力を有していること
ポルトガル語	ポルトガル語検定試験上級以上の能力を有していること
ロシア語	ロシア語能力検定試験2級以上の能力を有していること
タイ語	タイ語検定試験2級以上の能力を有していること

＜日本語以外を母国語（英語，フランス語，中国語，韓国・朝鮮語，スペイン語，ドイツ語，イタリア語，ポルトガル語，ロシア語，タイ語）とする者＞

日本語能力検定N2級以上の能力を有していること

日本留学試験日本語280点以上（400点満点）の能力を有していること

（日本留学試験日本語記述30点以上（50点満点））

② 京都・観光文化検定試験について

京都市認定通訳ガイドの登録までに、京都・観光文化検定試験2級以上の資格の取得を求める。ただし、当該検定試験は、年1回しか試験が開催されないこと、また、制度周知期間も考慮し、5年間は経過措置期間とする。

③ 研修の内容・カリキュラムについて（想定）

ア 基礎研修（計５０時間）

研修項目	研修時間（コマ数） （９０分／コマ）	研修内容
オリエンテーション	１	・研修の開催にあたっての説明，通訳案内士による経験談
コミュニケーション	３	・接遇，対応における総合力の養成
ホスピタリティ	３	・礼節，商習慣マナー，社会常識を含め，おもてなしの精神等
ガイドスキル	４	・案内時におけるガイド知識やマナー
一般的な当地域の知識	１２	・大津市，京都市及び宇治市の文化，地域性等
旅程管理	２	・タクシー料金や拝観料の支払方法など，基本的な旅程管理業務に関する事項
実地研修	３	・市内観光エリア
救命講習	（８時間）	・京都市消防局の上級救命講習

○オリエンテーション（研修時間：１コマ）※９０分／コマ（以下同様）

研修の開催にあたっての説明及び京都市認定通訳ガイド制度と通訳案内士制度の違いについて説明を行う。また，実際に活躍している通訳案内士を招き，経験談等を聞くことで，研修に向けての動機づけを行う。

○コミュニケーション（研修時間：３コマ）

語学力だけではない接客対応の基本を身に付け，バランス感覚を養う。

○ホスピタリティ（研修時間：３コマ）

外国人旅行者の特徴，習慣，マナーに関する知識，おもてなしの精神について学ばせるものとする。

○ガイドスキル（研修時間：４コマ）

案内時におけるマナー等について学ばせるものとする。

○一般的な大津市，京都市及び宇治市の知識（研修時間：１２コマ）

文化，地域性，世界遺産など大津市，京都市及び宇治市の一般的な知識について学ばせるものとする。

○旅程管理（研修時間：２コマ）

旅行者の移動の円滑化に関する知識，安全対策及び事故発生時の対応に関する事務処理能力等を学ばせるものとする。

○実地研修（研修時間：３コマ）

模擬ツアーでのガイドスキル向上研修を行う。（詳細は専門研修において実施）

○救急講習（研修時間：８時間）

京都市消防局「上級救命講習」を受講させることで、ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の取扱いや応急（救命）手当ての知識・技術を習得させるものとする。

イ 専門研修（計１２～２２．５時間）

下記項目の中からの選択制とし、１項目以上の研修の受講を必須とする。

研修項目	研修時間（コマ数） （９０分／コマ）	研修内容
伝統産業	８～１５	・京都の７４ある伝統産業について
伝統文化	８～１５	・無形文化財
文化財	８～１５	・有形文化財
食文化	８～１５	・和食

※その他、産業観光、コンテンツ、自然の専門研修の実施も検討中

○伝統産業

日本の文化の礎でもある、長年にわたり継承されてきた７４品目の京都の伝統産業について理解を深め、説明できる知識を身に付けさせるものとする。

○伝統文化

当地域の多様な文化芸術について理解を深め、説明できる知識を身に付けさせるものとする。

○文化財

当地域の登録文化財のうち建造物等の有形文化財について理解を深め、説明できる知識を身に付けさせるものとする。

○食文化

和食の原点とも言える「京料理」や「おばんざい」など、食文化の歴史や背景など、四季折々の暮らしや伝統行事、おもてなしの中で育まれた京都の食文化について理解を深め、説明できる知識を身に付けさせるものとする。

（参考）

○産業観光

当地域における商業上の取引制度や習慣等について学び、産業文化財や産業製品を通じた「ものづくり」に触れる観光分野の理解を深め、案内できる知識を身に付けさせるものとする。

○コンテンツ

京都では、全国初のマンガ文化の総合拠点として開館した京都国際マンガミュージアムを有している。日本の貴重な文化の一つであり、海外でも人気の高い漫画文化について理解を深め、説明できる知識を身に付けさせるものとする。

○自然

ハイキングコースによるトレッキングや自転車周遊など、当地域の豊かな自然を活用した観光について学び、案内できる知識を身に付けさせるものとする。

ウ 効果測定方法について

上記のとおり、基礎研修及び専門研修の全日程を修了した者は、京都市認定通訳ガイドの登録にあたり、口述試験を受けることとする。この口述試験は1人あたり15分程度の面接形式とし、研修の理解度を測るほか、スピーキングスキルやプレゼンテーション能力、ガイド能力についても審査の対象とする。

（２）実施体制及び顧客の求める日時に応じて京都市認定通訳ガイドを常時手配できる方法

事業の実施主体である京都市が提示する京都市認定通訳ガイドの育成等事業について、京都市から適格性があると認められる事業者等に委託を行い、研修運営・実施を行う。また、京都市認定通訳ガイドを活用したい事業者等に京都市認定通訳ガイドを派遣する人材バンクを活用し、外国人旅行者のニーズに応えられる体制をとることとする。

なお、通訳案内士の資格を保有している者の中で、人材バンクへの掲載を希望する者については、有償で人材バンクに掲載する。

（３）京都市認定通訳ガイドのＰＲについて

大津市、京都市及び宇治市のホームページにおいて、京都市認定通訳ガイド制度について周知する。あわせて旅行代理店やメディアに対し、情報提供を行う等により、活用を促進することとする。

（４）通訳案内士制度と京都市認定通訳ガイド制度とは別の制度であることの周知に係る方法

市民や旅行会社等に対して、現行の通訳案内士とは異なる制度であることについて、リーフレットやホームページ、説明会等を通じて周知を行う。

さらに、京都市認定通訳ガイド研修の受講生に対しては、研修時のオリエンテーションにおいて、通訳案内士と異なる点について説明を行う。

（５）研修を修了し登録を受けた者が、将来的に通訳案内士になることを奨励する方法

京都市認定通訳ガイドに対し、スキルアップ研修を行う、京都市認定通訳ガイドのガイドスキルの底上げを図る。将来的には、通訳案内士（国家資格）人材へとつなげることとする。

（６）既に研修を修了し登録を受けた者が、エリア拡大地域（宇治市、大津市）で活動する方法

既に京都市認定通訳ガイドの登録を受けた者が、宇治市並びに大津市で活動できるようにするため、希望者に対して、宇治市並びに大津市の文化・地域性等に関する講座を設ける。